

輪島市監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和元年11月1日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

令和元年10月9日（水）選挙管理委員会事務局

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 大宮 正

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた令和元年度監査資料（平成31年4月から令和元年8月まで）に係る事務事業全般及び平成30年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○請求書の未達などの理由による支払の遅延が見られた。支払の遅延は、相手方に経済的な負担を与えることになり、請求者の利益の保護ということに加え、予算執行状況の管理という点においても重要である。支払事務の進捗管理を行うことにより、支払遅延が発生しないよう適切な事務処理を行っていただきたい。

○工事や委託を執行する場合の件名は、その事業目的に整合した適正な件名とすべきと考える。所管外の物件に関する執行であるとの誤解が生じないよう、事業内容に整合した適正な件名とするよう努めていただきたい。

○選挙の立会人の減少や事務に従事する市職員等の削減が進んでいる。投票所について、有権者数が少人数である投票所については適正な有権者数となるよう、投票所の統合を行うなど適切な対応を行っていただきたい。同時に、投票所が遠距離となる有権者への交通手段の確保を行うなど、投票率が低下しないよう対策していただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。